

新型コロナウイルス感染症対策に取り組む介護事業所 介護サービス事業所・施設に勤務する職員の皆さまへ



感染症対策を徹底した上で介護サービスを提供 するために必要な経費を支援します

※事業の詳細はこちら http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/ cnt/covid19 shien.html



感染症対策の支援

介護サービス事業所・施設等を対象に感染症防止対策のための経費を支援します。 **すべての事業所・施設等が対象**となります。

支援対象

令和2年4月1日以降、**感染防止対策として必要な経費について幅広く対象**。 以下、主な対象経費の例です。

- ○症状はないが感染の有無を確認する場合のPCR検査や抗体・抗原検査 (自由診療)の経費
- ○感染防止対策のための職員を追加で雇用した場合の人件費
- ※職員に支払う危険手当(コロナ手当)は対象外 なお、危険手当は別途、サービス継続支援事業の申請対象となりますので、 事業所が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市に所在する場合は各市、 それ以外の事業所は県にお問合せください。
- ○感染症対策の研修を行った際の講師への謝金
- ○法人施設内における感染症対策共有のための会議開催費用
- ○他事業所での感染症対策視察に係る出張旅費
- ○感染症対策に係る他事業所応援業務に係る通勤費用
- ○常時換気による光熱費の増加
- ○手袋・消毒液・マスク、消毒用アルコール、 塩素系漂白剤(次亜塩素酸ナトリウム水溶液)、パーティション、 非接触体温計等の購入費
- ○医療機関及び保健所とのクラスター発生時等情報共有に係る連絡通信費 ※感染者・疑い者の発生時に県等から衛生用品等を着払いで受領したときの 送料含む
- ○施設内消毒のための清掃委託、消毒設備メンテナンス委託
- ○感染防止のための遠距離通勤者用宿泊施設確保料
- ○3密を避けるために事務所として賃借したアパート賃借料
- ○タブレット端末、送迎車、オンライン会議のためのPC等の購入費 ※ICT機器の通信料は対象外

等

助成額

■ サービス類型毎の上限額の枠内で申請可能(10/10補助、自己負担なし) (例)通所介護89.2万円、訪問介護53.4万円、特養3.8万円×定員数

お問い合せ先

神奈川県新型コロナ緊急包括支援交付金(介護・障害分) コールセンター 電話番号 0570-077-160 (8月17日10:00~)

申請方法

1.支援の対象経費などについて確認

感染対策支援事業

支援の対象経費について確認し、申請額を算定します。

- 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となります。
- 支出済の費用だけではなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算額で申請する ことも可能です。
- 領収証等の証拠となる書類を保管しておいてください。

※在宅サービス事業所は、対象となる経費が重複しなければ、別途、感染防止のための環境整備への助成(1事業所あたり20万円を上限)も受けられますのでホームページをご確認ください

2.交付申請書を作成



■ 県ホームページに掲載している様式により、申請書等を作成します。原則、法人で一括申請です。 (事業所単位の申請も可)

3.交付申請



- 申請書等の提出は、原則、**神奈川県国民健康保険団体連合会の電子請求受付システムによる** インターネット申請により行います。
- 電子媒体又は紙で介護報酬を請求している事業所については、国保連へ郵送で提出してください。

国保連受付期間 毎月15日から末日まで(土日を除く)

- ※ **債権譲渡**を行っている事業所や、国保連に対して報酬請求を行っていない事業所等及び個人の方は、県に電子申請又は郵送で提出してください。
- 最終受付締切は令和3年2月末を予定していますが、お早めに申請してください。

4.申請確認、交付



- 県が申請内容を確認し、不備等がなければ支援金・慰労金が交付されます。
- 慰労金を交付前に職員へ給付をしていない場合は、対象となる職員へ交付後速やかに給付してください。
 - ※ 慰労金は非課税所得となります。給与等とは別で振り込むことなどにより、源泉徴収しないよう に注意してください。

5.実績報告



- 概算額で申請して補助金の交付を受けた場合、事業完了日から一ヶ月以内(または年度末まで) に、**県へ所定の様式により実績報告**を提出してください。
- 実績報告時に支出実績が交付金額に満たなかった場合は、精算を行います。
- なお、申請・給付に関する証拠書類(領収証や委任状等)は5年間保管してください。(今後、 県が現地で確認することがあります。)
- ◆ 詳細な申請方法は、県ホームページに掲載している申請マニュアルをご確認ください。 http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/covid19_shien.html

お問い合せ先

神奈川県新型コロナ緊急包括支援交付金(介護・障害分) コールセンター 電話番号 0570-077-160 (8月17日10:00~)